

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年11月27日（金）16:26～16:58
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授  
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <関係省庁>

鈴木 康幸 総務省消防庁予防課長  
五月女 有良 総務省消防庁予防課長補佐  
近藤 直也 総務省消防庁予防課主査  
境 勝利 総務省消防庁予防課事務官

#### <事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進室長  
川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理  
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長  
塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 民泊に係る消防法の規制について
  - 3 閉会
- 

○塩見参事官 それでは、続きまして、総務省さんにお越しいただきまして、民泊に係る消防法の規制について御議論いただきます。

消防法の規制につきましては、国家戦略特区法の旅館業法の特例の場合、その他民泊についての特例措置が幾つか講じられておりますけれども、その際の消防法の適用関係につきまして、よくわからないからなかなか事業をしにくいといった声が一部あったりいたしますので、きょうは内容を改めて御説明いただいて、確認、御議論いただきたいということでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

座長、お願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださいまして、どうもありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○鈴木課長 それでは、恐縮でございますが、2枚紙の資料を使って御説明させていただきたいと思います。

私ども、住宅の一部を民泊として活用する場合に想定される消防用設備等ということでまとめさせていただいております。1つは、形態として戸建て住宅といいますか、一般住宅の一部を民泊として活用する場合。2枚目のほうには、共同住宅の一部を民泊として活用する場合。そういう2つのパターンに分けて整理をさせていただいております。

では早速、1番の「一般住宅の一部を民泊として活用する場合」に、どのような消防用設備等が必要になるのかということについての御説明をさせていただきます。

まず、一般住宅の全てを民泊として活用される場合にありますては、それはすなわち宿泊施設ということになるところでございますけれども、通常想定されますのは、一般住宅の一部を民泊として活用されるという形態だろうと思います。したがいまして、こちらの資料の絵に描いておりますように、民泊の用途に供される部分が建物全体の面積の半分未満でなおかつ50平米以下にとどまる場合においては、当該建物は一般住宅として取り扱うとさせていただいております。そうなりますと、括弧書きに書いておりますように、通常の戸建て住宅につきましては、住宅用火災警報器は全て設置しなさいとなっているところで、それは設置しなければいけないということは変わらないわけでございますが、特段付加的に何らかの設備をつけることは必要ではないということになります。

他方、下の枠に書いてございますように、民泊部分が大きい場合についてどうであるかということでございますが、この場合においては、消火器、自動火災報知設備、誘導灯の設置義務が生ずる可能性がございます。具体的には、民泊部分の面積が一般住宅部分の面積をはるかに超えて、半分を超えるような場合とそうでない場合。端的に言いますと、半分未満で50平米超または半分の場合についてケース分けをしてございます。この場合、消火器につきましては、延べ面積150平米未満であれば設置する必要はありませんということでありますし、また、自動火災報知設備も、建物の延べ面積が300平米未満の場合は民泊部分だけに設置すれば足りるということでございます。なお、誘導灯については、原則として全て設置は必要でございますが、過去に農家民宿とかでお示ししておりますように、例えば窓を開けるともうそこは外だというような場合については、誘導灯というのは緑色のランプでございますが、それがなくてもすぐ逃げられるので、そういう場合は不要ですよと。

また、お部屋を出られて玄関がすぐわかる。どう考えてもわかるという場合は不要である。当然、常識的な範囲で、やはり迷路みたいになっていれば誘導灯をつけてくださいと、そういうスタンスでございます。

したがって、いずれの設備も、その危険性に応じてつけていただくというスタンスでございまして、比較的、私どもとしては合理的というか、一定の御理解をいただけるような

規制になっているのかなと思っているところでございます。

もう一枚おめくりいただきますと、共同住宅。

もし、一般住宅で何か御質問とかがあれば。

○八田座長 この一番下のは、変わるのは、火災報知機が全部ということ。

○鈴木課長 基本的にはそうです。

2枚目でございますが、共同住宅の一部を民泊として活用する場合にどうであるかということでございます。共同住宅は、一般住宅に比べますと、火災危険性も高いですし、被害を受ける方々も多数に及ぶということになりますので、やや規制としては厳し目になってしまっています。具体的には、下の絵を見ていただいたほうがわかりやすいかもしれません。必要な設備として、特に自動火災報知設備が一番難しいかも知れないでの、これをまずメインに御説明いたします。

延べ面積が500平米以上の場合にありますては、そもそも共同住宅については自動火災報知設備をつけなければいけないという現行規制になってございます。したがって、その一部を民泊に使おうが何であろうが、そもそも、もう自動火災報知設備はついておりますので、そのままお使いいただければ結構ですということになります。

他方、500平米を下回るような比較的小さな共同住宅があった場合にどうであるかということにつきましては、2つのパターンに分かれます。左側にございますように、建物全体に自動火災報知設備をつけなければいけませんよというケースと、当該民泊の用途に供されている部分と、あとは管理人室につければいいですよという2つのパターンに分かれます。全体につけなければいけないというケースにつきましては、延べ面積が300平米以上で、なおかつ民泊用途が1割を超えるような場合については、火災危険性は建物全体に及ぶので、ちゃんと知らせるようにしてくださいと。

300平米を下回る場合、ないしは民泊用途が1割以下の場合については、それ以外ということでございまして、さすがに共同住宅まで知らせなくても結構です。ただ、民泊の用途に供されている部分には、自動火災報知設備をつけてくださいということになります。

なお、こここの資料には書いてございませんが、いわゆる住宅の用途に供されているものでもございますので、先ほど申しましたように、共同住宅につきましても、住宅用火災警報器はそもそもついているという前提でございます。ですから、住宅用火災警報器は、自分の部屋で火事が起きると、自分の部屋だけで鳴る。ほかの部屋の人は全然気づかない。もし、民泊の用途に供されている部分で火事が起きたときに、その方が避難されてしまったらそれで終わってしまうので、やはり管理人さんといいますか、その情報を受けて通報をしたり、初期消火をしたり、ないしは避難誘導したりとか、そういうことが期待できる方のほうにもちゃんと知らせる、そういう目的で右側のものが出てくるということでございます。

自動火災報知設備は一番複雑でございますので、絵をつけて御説明いたしましたが、一番上の箱枠にございますように、こういう共同住宅につきましても、民泊に使う場合は、

先ほど申し上げた自動火災報知設備、誘導灯、あとは消火器、この3設備の設置が基本的に必要になる可能性があるところでございまして、自動火災報知設備は今申し上げたとおりです。誘導灯につきましても、○の2つ目にございますように、個々のお部屋につけてくださいということにはなりません。基本的には廊下ないしは階段とか、そういう共用部分についていただく。ただし、これも先ほど同様に、簡明な避難経路で、なおかつ歩行距離が10メートルとか、非常に短い歩行距離で、誰が見ても外に出ればあそこに階段があるとわかるときには、あえて緑色のランプでここは避難口ですよと知らせる必要がありませんので、その場合は不要になります。かなり小規模なものが想定されますので、その場合については要らないというケースも多数あるのかなと。

なお、消火器でございますが、こちらにつきましては、共同住宅でもホテルでも同じ、150平米以上で義務づけということになりますので、特段の追加的な規制はございません。

そういうことで、先ほど申し上げましたように、消防設備としては大きな規制ということにはなりませんが、ただ、やはり火災危険性に応じて安全性を確保するために必要最小限のものはつけていただくということでございます。

あと、一応、御参考でございますが、戸建て住宅のところでもそうですし、共同住宅のところでもそうなのですが、参考2に書いてございますように、民泊の用途に供されている部分のカーテンとかじゅうたん、これは防炎物品という燃えにくいものにしてくださいと。要は、火がついたときに一気にカーテンを炎が伝わって天井まで炎が立ち上がってしまうといけないので、火災の延焼拡大を防ぐということでは、そういう対策は必要ということになっているところでございます。

以上が、一般戸建て住宅と共同住宅に対する消防設備としてどういうことをしていただきかという資料でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、原委員。

○原委員 ありがとうございます。

これは消防法で一般則としての消防署長の判断での特例措置がありますけれども、今、御説明をいただいたのは、そうではなくて、通知で定められているルールということになるのでしょうか。

○鈴木課長 そのとおりです。ですから、あとは個別具体的な建物の状況によっては、もうちょっと柔軟に運用するケースもありますが、これは全国的にこういうルールで皆さん運用されているということでございます。

○原委員 わかりました。

それから、まず、1ページ目の一般住宅のほうでお伺いいたしますと、注2のところで誘導灯について書かれている農家民宿について設置不要にしているとございますが、今、特区の仕組みでいったときに、古民家民宿と外国人滞在のと2つありますが、特に古民家民宿などというのは農家民宿と近い形のものが多いと思うのですけれども、これは適用さ

れるのですか。

○鈴木課長 農家民宿であれ、古民家民宿であれ、基本的に全て同じような取り扱いになります。そもそも特区ということであるのかもしれません、もともと農家民宿の出している通知は、先ほど申し上げましたように、窓をあけたらそこは外ですよとか、ないしは廊下を出るとすぐもう玄関だみたいなことがわかって、なおかつそれを泊まる方にお知らせしてくださいねというような当たり前のことを求めて、それで不要にしますという、ある意味、消防の世界からすれば当然のことを見ているだけなので、対象を農家民宿に限るというより、ほとんどのものについて、それを満たしさえすれば、みんな同じように扱われるというふうに御理解いただいてもよろしいと思います。

○原委員 わかりました。以前、町家民宿には適用されないとという議論があったような気がするのですけれども。

○鈴木課長 もし、町家とかが非常に複雑で、そもそも出口がないとか、ないしは外に出たはいいけれども、外に至る通路が非常に狭くて、もし火災があって火炎が噴き出したときに、その方が逃げられない場合はダメですよというのは、農家民宿でも3メートル超とれとなっているのですが、それを満たさないのであれば、それはどんな場合もダメです。全く差はつけておりません。

○原委員 わかりました。

あとで、この根拠文書になっている通知を全般に教えていただければと思いますが、農家民宿などというのは、どういう適用対象として定義されているのでしょうか。

○鈴木課長 農家民宿のほかに、あと、武家屋敷を活用した民宿とか、割とその後、こういうのも、ああいうのもというふうに言われたものについて対象を広げているということでございますけれども、要件は皆、一緒でありますし、別に私ども、農家民宿だからとか、武家屋敷だからということではなくて、端的には、先ほど消防長の特例のお話をされましたけれども、その運用として、当然のことながら認められているものを明示的に示しているだけということでございます。

○原委員 わかりました。

なので、この特区の仕組みのほうで言うと、外国人滞在施設が、例えば都会の中で一軒家を使ってこれをやりますということにした場合でも、これは適用されるということですね。

○鈴木課長 そうです。ただし、1点だけございますのは、先ほど申し上げたように、ちゃんと説明していただきたいといけないので、泊まられたときに、ここを開けると外に出られますよという御説明がないような場合はダメです。

○原委員 わかりました。

あと、2ページ目のほうで共同住宅のケースなのですが、こんな複雑な仕組みになっていたとようやく理解できましたけれども、②のところで、延べ300平米以上で1割超の場合は全体に設置という意味は、民泊で使っていないところで火事が起きた場合、どこに報知

される設備。

○鈴木課長 建物全体というふうに御理解ください。やはり規模が大きくなりますと、火災時に避難すべき方々はたくさんになりますし、また、規模も大きくなるので、避難時間が長くなるということで、300平米以上であれば原則として全て、建物全体に鳴動するよう自動火災報知設備をつけてくださいとしています。どちらかというと、民泊が1割以下である場合は例外的に、ごくごく一部なので、そこはさすがに建物全体としなくても大丈夫ですよという運用でございますので、原則は全部、300平米以上になると建物全体に義務がかかるということでございます。

○原委員 300平米以上で民泊がない場合には、一般の居室の人たちは、別に自分たちでよくわかっていて逃げられるでしょうということで必要ないと考えられているのですね。

○鈴木課長 そうです。

○原委員 これが1割超になると全体に設備をつけないといけないというのは、これはどういうロジックになるのですか。

○鈴木課長 これは、民泊の用途に供される部分が、外国人であるかどうかというのはございますけれども、やはり調理をされたりとか、火災危険性が高くなる。また、火事が起きたときに、そもそも消火器がどこに置いてあるかということも御理解されていませんし、また、火災の通報を消防にするといつても電話番号とか言葉の問題とかがございますし、さらには避難誘導という観点で、全く見ず知らずの居住者の方々と逃げてくださいとかというのも、なかなか期待できないだろうということで、民泊の用途に供される部分の火災危険性は極めて高くなるので、それに着目して、一定規模以上であれば、こういう全体、要はほかの方々にも被害が及ぶおそれがあるので、火事ですよということを知らせなければいけないということあります。ベルが鳴ることによって、隣のお部屋の人とか向こうのお部屋の人も火事だということを知っていただく。

○原委員 わかりました。現行ルールは大体理解できたような気がするのですが、今までこれをいろいろな人に聞いたのですけれども、多分、この体系をちゃんと理解している人は。

○鈴木課長 必ずしも多くないかもしれません。そういうこともあって、このように絵を描くことによって、皆さんに正しく御理解いただけだと、紛れがなくなるのかなと思いました。

○原委員 そうですね。

○八田座長 この自動火災報知設備を、民泊のあるなしにかかわらず、全部つけさせてはいない理由、それはどうしてなのですか。

○鈴木課長 全部つけさせてはいらないというのは、共同住宅ですと500平米以上でつけなさいと。

○八田座長 だけれども、これは小さくともつけたらいいじゃないですか。

○鈴木課長もちろん、自主的につけていただくのは結構なのですけれども。

○八田座長 それはコスト高だからだめだということですか。

○鈴木課長 やはりそれぞれの個人がお住まいになっていらっしゃるということもありますし、さらには火災時の危険性というのは、建物が大きくなればなるほど危険性が高まるということもありますので、500平米未満であれば一切何も要らないということではなくて、先ほど申し上げたように住宅用火災警報器、そのお部屋で鳴るというものは義務づけてございますから、熟睡されていても、その方が起きて、逃げる際に、お隣の方とかに火事ですということを知らせていただくことも期待できるでしょうし、通報とか初期消火も期待できるだろうということで、さすがにゼロ平米から全部つける、全館に鳴動させなければいけないというのは余りにも厳し過ぎるのではないだろうかということで、500平米以上とさせていただきました。

○八田座長 大きいところは全部つける。

○鈴木課長 全部です。

○八田座長 とすると、小さいところにもつけてもおかしくない。

○鈴木課長 もちろん、自主的につけていただくのは全く。

○八田座長 というか、義務づける。要するに、民泊だけに差をつける必要はないのではないかと。全員についていいのではないかと思うのです。

○鈴木課長 そこはやはり、火災危険性、端的に言いますと出火リスクと。

○八田座長 何かその統計はありますか。民泊の場合の出火リスクに関する。

○鈴木課長 民泊だからというのはございませんけれども、やはり旅館・ホテルの場合は火災時における死者というのも非常に多く、過去の火災事例でたくさん出ておりますし。

○八田座長 でも、出火件数が民泊の場合に多いという統計があるのかどうか。要するに、どうせなら日本人でも全部つけさせるのが筋で、民泊の場合だけつけさせるなら、何か統計的な根拠が要るのではないかと思うのです。

○鈴木課長 ある意味、民泊というのは、私ども、旅館・ホテルと同じ危険性を有していると考えております。したがって、旅館・ホテルに対しては同じような運用になります。一部にホテルがあるというパターンは基本的ではないと思うのですけれども、もしそういうものがあるとすれば、そこは、常日ごろそこを住居として使っている方ではないので。

○八田座長 その原則論なのだけれども、出火件数が多いかどうか、その統計があるかどうかです。もしなければ、別にホテルと同じように扱う意味がないので、出火件数が多いかどうかが、差別するかどうかの決め手だと思うのです。その根拠がないならば、わざわざ民泊につけさせるということをしないか、全員につけさせるか、どちらかではないかと思うのです。

○鈴木課長 ただ、正直言いまして、民泊そのものをそもそも把握しているかどうかというところにつきましては、現状、これは実は今日の有識者会議の中でも議論になったのですけれども、民泊の存在自体をなかなか把握しきれていないという課題もございまして、統計的に、母数が幾つあるのか、また火災がどうであるかというところは、残念ながら、

私どもはそういうデータを持っておりません。

○八田座長 なるほどね。そうすると、例えば当座こういうことをして、必ず統計をとる。そして、その必要性がどの程度強いのかというものを調べる、そのようなことかもしれませんね。

○鈴木課長 私ども、毎年、火災統計ということで全国の消防本部さんから、どういう用途に使われているのか、それは火災として起きたのかどうかということは必ずとてございますので、また引き続き、そういう部分はよく検証していくたいと思います。

○八田座長 私は、大きかったら全館に警報する必要があるというのもよくわからない。とにかく管理人さんのところと自分のところで鳴れば、かなりの場合は対応できるのではないかと思う。もしそれでは足りないというのなら、大きかろうが、小さかろうが、全部やるべきではないかと思うのです。それは民泊であろうがなかろうが、同じことではないかと思います。

○鈴木課長 御参考までに申し上げますと、建物の規模が大きくなるにしたがって、いわゆる耐火建築物にしなければいけないですとか、また、防火区画を形成しなければいけない。要は、火災をそこのエリアにとどめるというような義務が建築基準法でかかるべきまして、そうすると、一定の安全性は確保されるところがありますが、他方、火災時の延焼拡大というのは非常に短時間で進みます。通常、火が出ると数分でもう火の海になりますし、廊下とともに煙で充満してしまうことがありますから、逃げ遅れた場合に命の危険にさらされるという危険が相当高まってしまう。

ところが、平家とかで、すぐぱっと外に出られるとか、数メートル行ったら外に出られるというケースであると、若干、覚知が遅れても命の危険には至らないというところもございまして、規模が大きいか小さいかによって。

○八田座長 なるほど。小さい場合には飛び出ればいいだろうということですね。わかりました。

○原委員 あと、2番目の共同住宅の場合の誘導灯のところで、ちゃんと理解し切れなかったかもしれません、これは一部使っている場合に、どこの階の共有部分に設置することになるのでしょうか。全体につく。

○鈴木課長 いや、使われている部分でいいのかな。

○近藤主査 16項のイなので、300平米以上又は民泊部分が1割超の場合は全てが対象になります。

○原委員 では、この右側の絵にあるような、4階にだけありますというケースであっても、一番上から下まで全部つけることになると。それはやはり、本当は合理性がないかもしれませんですね。

○鈴木課長 恐らく、そこは、消防本部でいわゆる特例といいますか、当該部分の火災危険性が従前と変わらないというケースであるとすれば、それは柔軟に運用する余地があるかもしれません。あとは、建物構造としてどうなっているかだと思います。火災室に相当

程度の時間、熱と煙を閉じ込められるような構造体であるとすると、共同住宅に対する影響というのはそれほど大きくないだろうということで柔軟に運用するというのもあるでしょうし、例えば木造のアパートとかだと一気に広がる危険性があるので、さっと逃げていただかなければいけないとなると、新たな出火危険性、火災危険性が高まるので、それはやはりいち早くということで全てに誘導灯をつけていただく可能性も出てきますが、原則としては、一応全部ということにはなるのです。

○原委員 だけれども、出火の危険性が高まるとしても、これまで6階の人は別にそのまま住んでいるから大丈夫でしょう、誘導灯は要らないでしょうという整理だったので。

○鈴木課長 それは運用としてはあり得るお話だと思います。

○原委員 わかりました。

それから、これは総務省さんに伺ってもわからないのかも、別の人にも伺うべきことかもしれないですけれども、自動火災報知設備とか誘導灯、あとカーテン、じゅうたん等を防炎物品とするというのは、コスト的には大体1個どれくらいかかるものなのでしょうか。

○鈴木課長 これは正直言いまして、私ども幾らというのを申し上げるのはなかなか難しいのですけれども、自動火災報知設備とかで、ここに無線方式の導入によりと書いてございますが、割と感知器の設置個数が少ない場合について、業者の方から、どれくらいお金がかかるのと聞いた数字がございます。ただ、数字が確定しているわけではなくて、当然、建物の状況によって異なりますが、例えば感知器が7個程度でありますと、普通の自動火災報知設備ですと五、六十万ぐらいはかかるようです。それは、天井の中に配線をはわせたりということが必要になりますので。

ただ、最近、無線を使うシステムが新たな技術として出てきておりまして、これだと配線工事が不要になるということで、大体コスト的に3分の1とか4分の1ぐらいに減らすことができる。したがって、例えば17万とか10万とか、それぐらいでつけることができるということで、自動火災報知設備は比較的、感知器の数が物すごく、何十個と増えてきますと、当然、掛ける幾らになりますが、数個で足りるような場合でると、10万から20万ぐらいというイメージを持っていただければと思います。

また、消火器は実勢価格として3,000円から6,000円ぐらいということなので、それほど高くないかなと。誘導灯は、1個三、四万ぐらいではないかと聞いています。あと、防炎の商品は、たとえばカーテンだと1個が5,000円から1万円ぐらいというオーダーだと伺っております。

○原委員 わかりました。

あと、先ほど来出来てている消防署長の特例的な扱いというのは、実際上、どの程度運用されているのかという整理されたようなものはあるのでしょうか。現場レベルで聞くと、相当程度、そこは消防署長次第になっていますよと。

○鈴木課長 そこは正直言いまして、火災危険性について、防火のプロである消防の方が、同等の安全性は確保されている、ないしはこの方式によっても問題ないと判断される場合

は、もう彼らの権限として扱っていいですよとしているところなのですけれども、どこから基準どおりか、特例なのかというのは、なかなか線引きとして難しいので、私どもも統計としてはとっておりません。ただ、やはり、これはさすがにここまで求めるのはどうかというケースについては、かなり柔軟にやっていらっしゃると伺っております。

○原委員 そこを把握していくと、実はこのルールは全般的にこういうルールに変えたほうがいいのではないかみたいなことが本当は見てくるのかもしれません。

○鈴木課長 そういったところは、実は私ども、こういう案件につきましても、全国の消防の方々と定期的にいろいろな場で意見交換、会議をしているところでございまして、原理原則はこうですよというお話をするのに対して、運用はこうだみたいな意見交換などをさせていただいて、正直言って、私どもの基準というのはかなり頻繁に変えております。見直しをしております。そういった部分は、消防からの御意見を踏まえてやらせていただいているので、原則は割と皆さんそれなりに御理解いただいているかなと。ですから、運用としてかなり変わってくれば、それに応じて基準の見直しも考えていますし、これまでも行っています。

○原委員 わかりました。

まず、こういった形で現行ルールはこうなっていますよということをきちんと明らかにしていくことがまず大事だと思うのですけれども、その上で、場合によっては共同住宅の場合に、先ほどの上の階については要らないということを一般的な通知として定めるとか、そういったルール設定がさらにあり得るのかなという気がいたします。

○鈴木課長 その点は、消防本部さんともよく意見交換をさせていただいて、本日も有識者会議が終わったので、この資料を全国の消防本部にお配りして、私どもはこういうふうに資料を出しましたと情報共有しましたし、また意見交換をしていく中で、おっしゃるような、そうでないところの誘導灯はいいんじゃないのというような御意見が多いようであれば、そこは運用通知として、そのような運用をしてほしいという要請をしていこうと思います。そこは実態をよく聞いた上でやらせていただきたいと思います。

○原委員 わかりました。

○八田座長 ちょっと私の理解が足りないのですけれども、今の中では自動火災報知設備が一番お金がかかりそうですね。これは、今の大きなところでは全部ついているというわけですね。私は280戸のマンションにいるのですが、いつもうちで魚を焼くたびに警報が鳴るわけですね。うちとそれが管理人さんのところで鳴るのですよ。そして、いつも電話がかかってきて、どうなっていますかという、あの機械ですか。

○鈴木課長 そうだと思います。普通は、もし作動するときには全館に鳴るはずです。管理人さんがそういうふうに言っているというのは、多分、割と高度な設備をつけていらっしゃると思います。どういうことかというと、作動しなければいけない煙濃度とか温度の手前で管理人室に鳴らせるという機能を付加しているところもあって、そうすると、危ない状態の前に、何かおかしいですよというプレアラームみたいなものを受け、そこの住

宅に、どうですかと聞くと、実は換気扇を回していなかったとか、そのような状況でないかと思います。ですから、危なくなれば全館に知らされます。

○八田座長 今のようなものが一番必要な気がするのです。要するに、その住んでいる人だけではなくて、管理人さんがすぐ知ることができる。それだと全部につけるよりは、随分コスト的には安く済むのではないかと思います。それを無線でつけることというのはないのでしょうか。

○鈴木課長 民泊であれば、そのとおりかと思うのですけれども、さすがに個々の御自身の住宅ということになると、まずはその方が気づいて応急対応していただく。

○八田座長 民泊の場合です。

○鈴木課長 民泊は、こちらの一番右に書いてございますように、民泊のお部屋と管理人室をつなげて、民泊のところで火事になれば、管理人室で鳴るような、そういうものを求めております。

○八田座長 だから、全館にやる必要はない。

○鈴木課長 全館にやる必要はないだろうと。

○八田座長 わかりました。

○原委員 管理人がいない場合はどうするのですか。

○鈴木課長 正直言って、その場合は、ロビーに置く場合もございます。ロビーで鳴る。要は、管理人がいないので、どうしようもない。ただし、そこをいろいろな方々が通っていましたから、そこで知っていただけます。そこはやはり、どうしても管理人がいないような非常に小さい共同住宅に管理人を置けというところまでは厳しいところがございます。

○原委員 でも、これはもともと500平米未満だから、大体はきっとないですね。

○鈴木課長 そうなると、ロビーでちゃんと鳴るので、1階の方が気づかれて、火事だということで、どこが火事かみたいな対応をされることになろうかと思います。

○八田座長 そういうのは、魚を焼いたぐらいでは鳴らないような仕組みになっている。

○鈴木課長 今は非常に性能が高くなりまして、昔は、魚を焼いたりとか、シャワーを浴びるだけで鳴ったのですけれども、今のは非常に高度になってきて、昔よくそういうクレームが来たのはほとんどなくなりました。昔、私も小学校とかでよくベルが鳴って、火事じゃないかと思いましたが、今はほとんどそういう話を聞かないで、かなり高性能になっています。

○八田座長 わかりました。

○藤原次長 ちょっと途中で抜けまして、大変申しわけありません。きょうのこの2枚紙というのは、何か法令のレベルとか通知のレベルのものが別途あるのですか。

○鈴木課長 そうです。基本的には法令の内容が大半でございまして、一部通知、一般住宅のものとか農家民宿のものについては通知で運用を示しています。

○藤原次長 この2枚の先ほどおっしゃった、かなり細かい、最後、管理人がいる場合、いない場合みたいな話も含めて、こういうのは大体最後、通知で決まっているものなので

すか。

○鈴木課長 そうですね。ただ、どこに感知器をつけなければいけないというのは、それはちゃんと法令で決めてございます。

○藤原次長 またちょっと関連の法令を、きょう、わかりやすく御説明いただいたのですけれども、その辺の抜粋をいただけますでしょうか。

○鈴木課長 わかりました。

○藤原次長 よろしくお願いします。

○鈴木課長 先ほど先生からも言われたので、通知と関係法令。

○藤原次長 済みません、ダブっていて恐縮でございます。

○八田座長 では、よろしいですか。

どうもお忙しいところをありがとうございました。